

高砂市後援の名義使用承認に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が行う事業又は行事（以下「事業等」という。）に対する高砂市（以下「市」という。）の後援の名義の使用（以下「名義使用」という。）の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、団体等が主催する事業等に対して、金銭的支出を伴わず、単に市が事業等の趣旨に賛同し、支援することをいう。

(承認団体等)

第3条 後援の名義使用を承認する団体等は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国及び地方公共団体並びにこれらの機関
- (2) 公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人
- (3) 報道機関等公共性の高い団体
- (4) 次の要件をいずれも満たす団体
 - ア 主催者の存在及び所在地が明確であること。
 - イ 規約又は会則の定めがあり、組織、運営方法、役員及び責任の所在が明確であること。
 - ウ 特定の政治団体又は宗教団体と関係がないこと。
- (5) 前各号に掲げる団体等に準じた団体等であって、市長が特に適当と認めるもの

(承認基準)

第4条 後援の名義使用を承認する事業等は、次の各号の要件を全て満たしているものでなければならない。

- (1) 事業等の目的及び内容が、教育、芸術・文化若しくはスポーツの振興又は市民福祉の増進等に寄与し、かつ、公益性があると認められるものであること。
- (2) 市民に幅広く公開され、市全域が対象である事業又は市外で実施する事業にあつては市のイメージアップが期待できるものであること。
- (3) 入場料、参加料等金銭を徴収する事業等にあつては、その額が適正又は社会通念上低廉であるなど、事業等の参加者に対して過重の負担を負わせないものであること。
- (4) 事業等において市が後援の名義使用を承認していることを事業等の参加者等

に周知できるものであること。

(5) 法令等に違反するものでないこと。

2 市長は、前項各号に掲げる要件の全てに該当する事業等であっても、当該事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援の名義使用を承認しないものとする。

(1) 政治的若しくは宗教的目的を有するもの又は特定の政治団体若しくは宗教団体を支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするもの

(2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの

(3) 特定の団体等を誹謗中傷するなど公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 特定の個人又は団体の宣伝又は売名を目的とするもの

(5) 国民又は市民の間で広く議論が分かれている事象を主題とするもの

(6) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの

(7) 主に施設等の使用許可又は使用料の免除を目的としたもの

(8) 行政の運営に支障を来すもの

(9) 暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの

(10) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が行うもの

(11) 対象が特定の団体又はその構成員に限定されるもの(前項第1号に規定するものであって観覧、鑑賞又は参加が自由であるものを除く。)

(12) 前各号に掲げるもののほか、後援の名義使用の承認を行うことが不適切と認められるもの

(申請)

第5条 市の後援の名義使用の承認を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する日の1箇月前までに、高砂市後援名義使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業等計画書

(2) 事業等の収支予算書。ただし、入場料、参加料等金銭を徴収しない場合は、これを省略することができる。

(3) 団体等の役員名簿及び規約その他これに類するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認等)

第6条 市長は、高砂市後援名義使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、後援の名義使用を承認するときは高砂市後援名義使用承認通知書（様式第2号）により、後援の名義使用を承認しないときは高砂市後援名義使用不承認通知書（様式第3号）により当該申請をした団体等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付けることができる。

（変更）

第7条 前条第1項の規定により後援の名義使用の承認を受けた団体等は、当該承認に係る事業等の計画に変更が生じたときは、速やかに高砂市後援名義使用承認事項変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前条の規定は、高砂市後援名義使用承認事項変更申請書の提出があった場合について準用する。

（中止）

第8条 第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により後援の名義使用の承認を受けた団体等（以下「被承認者」という。）は、当該承認に係る事業等を中止するときは、速やかに書面（任意様式）によりその旨を市長に報告しなければならない。

（報告）

第9条 被承認者は、当該承認に係る事業等を終了した日から1箇月以内に、高砂市後援名義使用実施報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合においては、市の後援の名義使用をしたことが分かる書類及び当該事業等が入場料、参加料等金銭を徴収するものであったときは事業等収支決算書を添えなければならない。

（取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援の名義使用の承認を取り消すことができる。この場合においては、市長は、高砂市後援名義使用承認取消通知書（様式第6号）により被承認者に通知するものとする。

- (1) 第5条及び第7条第1項の規定による申請の際に提出した申請書の記載事項に虚偽のあることが判明したとき。
- (2) 第4条第1項各号の規定に適合しない、又は同条第2項各号の規定のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- (3) 法令等又は後援の名義使用の承認に当たり市が付けた条件に違反したとき。
- (4) その他市長が取消しを必要と認めたとき。

- 2 前項の規定による承認の取消しにより被承認者が損害を受けても、市は、その賠償の責めを負わない。
- 3 第1項の規定により承認が取り消された場合、事業等の実施後に同項各号の規定に該当したことが明らかになった場合又は高砂市後援名義使用実施報告書が提出されない場合には、市長は、これらの場合に該当する事業等を開催しようとし、又は開催した当該年度及び翌年度の他の事業等に係る後援の名義使用の承認を原則として行わないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされた市の後援の名義使用の承認の申請について適用し、同日前にされた当該申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。